

長野県上伊那広域水道用水企業団公印規程

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕
企業団規程第 4 号

改正 昭和 59 年 6 月 20 日規程第 2 号

平成 16 年 3 月 31 日規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規定は、長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「企業団」という。）公印の管守、寸法、ひな形、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の管守者)

第 2 条 別表 1 欄の公印の管守者は、同表 2 欄のとおりとする。

2 公印の管守者は、公印の管守の責めに任じなければならない。

(公印の寸法及びひな形)

第 3 条 別表 1 欄の公印の寸法及びひな形は、同表 3 欄のとおりとする。

(公印取扱者)

第 4 条 公印の管守者は、公印の取扱を厳正にするため、公印取扱者を定めておかなければならない。

(公印台帳)

第 5 条 公印の管守者は、公印を新調し若しくは改刻したとき、又は使用しなくなったときは、公印台帳（様式第 1 号）に所定の事項を登載しておかなければならない。

(企業長印の公告)

第 6 条 企業長印を新調又は改刻したときは、その印影を公告するものとする。

(公印の使用)

第 7 条 公印を使用するときは、公印取扱者に当該原議及び施行文書を示し、承認を受けてから押印しなければならない。

(公印の事故届)

第 8 条 公印の管守者は、公印の盗難、紛失又は偽造があったときは、直ちにその旨を上司に報告し、指示を受けなければならない。

(保存)

第 9 条 公印の管守者は、改刻等により使用しなくなった印形を次により保存しなければならない。

(1) 企業団印、企業長印 永年

(2) 前号以外の公印 10年

(公印の使用の特例)

第 10 条 納額告知書及び納付書の類で企業長が指定するものは、第 7 条の規定にかかわらず、あらかじめ、当該用紙に公印の陰影を刷り込むことができる。

2 前項の規定により公印の印影を刷り込んだ納額告知書の用紙等は、保管者を定め、受払簿（様式第 2 号）によりその使用を明らかにするとともに、保管を厳重にしておかなければならない。

附 則

この管理規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 6 月 20 日規程第 2 号）

この管理規程は、昭和 59 年 6 月 20 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規程第 2 号）

この管理規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

公 印	管 守 者	寸法及びひな形 〔 寸法の単位は、ミリメートル、字体は、てん書、ただし、出納員及び現金取扱員の印は、かい書 〕	
企業団印	事務局長	方 30	長野県上伊那 広域水道用水 企業団之印
企業長印	事務局長	方 25	長野県上伊那 広域水道用水 企業団企業長
企業長職務 代表社印	事務局長	方 25	長野県上伊那広 域水道用水企業団 企業長職代理者
出納員印	出 納 員	方 20	長野県上伊那 広域水道用水 企業団出納員
現金取 扱員印	現金取扱員	方 20	長野県上伊那 広域水道用水 企業団現金取扱員

様式第1号（第5条関係）

公 印 台 帳

公印の名称		番号	
-------	--	----	--

管 守 者		開 始 時 の 印 影	廃 止 時 の 印 影
寸 法			
使用開始日	年 月 日		
告 示 等	年告示第 号		
使用廃止日	年 月 日		
摘要（改廃 の理由等）			
管 守 者		開 始 時 の 印 影	廃 止 時 の 印 影

様式第2号（第10条関係）

受 払 簿

_____年度

保管者_____

月 日	受	払			残 高
	枚数	用 件	枚数	受領者印	